

## 新型コロナウイルス感染症に関する医療共済の取扱い見直しについてのご案内

平素より教職員共済をご利用いただきありがとうございます。

当生協では、2020年4月より、新型コロナウイルス検査の結果が陽性で、入院による治療が必要であるにも関わらず、医療機関の事情により、医師の指示で病院または診療所以外の場所で療養を受けている場合（以下、「みなし入院」といいます）でも、医師の診断書等をご提出いただくことで共済金（医療共済金等）をお支払いする対応を実施しています。

今般、With コロナに向けた新たな段階への移行の一環として、新型コロナウイルス感染症にかかる発症届の範囲を2022年9月26日より全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されたことを受け、この「みなし入院」に関する取扱いについて見直しを行うこととしましたので、以下のとおりお知らせします。

### ■「みなし入院」による医療共済金等のお支払い対象

新型コロナウイルス感染症の「陽性診断日」が2022年9月26日以降の方は、以下の『重症化リスクの高い方』に限り、医療共済金等のお支払い対象となります。

<重症化リスクの高い方（「みなし入院」の対象となる方）>

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

なお、9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方のお支払いは、重症化リスクの高い方に限らずお支払いの対象となります。

何卒、ご理解賜われますようお願い申し上げます。

※ご請求については、療養解除後にご連絡ください。

※今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、その取扱いをさらに変更する場合があります。その場合には、改めてご案内いたします。

本件に関する詳細については、WEBでご確認ください。

教職員共済

検索

<https://www.kyousyokuin.or.jp/>

スマホは  
こちらから



### お問い合わせ先

教職員共済生活協同組合 共済代理店 群馬県学校生活協同組合

フリーダイヤル0120-26-0753（受付時間：平日午前9時～午後5時30分）